

原子力品質保証規程の改訂前後の説明書

1. 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）が令和2年4月1日に施行され、それに伴って、原子力品質保証規程を改訂した。

品管規則の改正を受けた原子力品質保証規程の改訂の、設計、工事及び検査に係る範囲の主な点は、以下のとおりである。

- ・検査の独立性

保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保すること。

- ・一般産業用工業品の扱い

一般産業用工業品について、供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めること。

- ・偽造品、模造品等の防止対策

偽造品又は模造品等について、調達物品等の不適合の報告に含めること。

2. 設工認申請書のうち、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」において、以下のとおり記載しており、品管規則の改正内容を設工認においても要求しており、設工認申請書は妥当なものとなっている。

3.5 使用前事業者検査の方法

工事を主管する箇所の長は、保安規定に基づき使用前事業者検査の計画（検査項目、検査方法及び検査実施時期）を策定する。

検査実施責任者は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査マニュアル」に従い、工事に従事しない要員を確保し、独立性を考慮した検査体制の下、検査要領書を制定し、使用前事業者検査を実施する。

3.6.3 調達製品の調達管理

・・・

なお、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下の a.から u.を記載項目の例として、必要な調達要求事項を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)

s. 一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項

・・・

u. 偽造品、模造品等の防止対策に関する要求事項

次頁以降、原子力品質保証規程の改訂前後比較表を添付する。

以上

原子力品質保証規程改訂 24 と改訂 25 の比較表

青字は要求事項の違いを示す。

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)				
—	—	—	—	7.3 設計・開発	7.3 設計開発	差異なし	—
—	—	—	—	組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、Q-2-E1「設計管理マニュアル」に基づき、設計・開発の管理を実施する。	組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、Q-2-E1「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。	差異なし	—
—	—	—	—	7.3.1 設計・開発の計画	7.3.1 設計開発計画	差異なし	—
第二十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発（使用済燃料貯蔵施設に必要な要求事項を考慮し、使用済燃料貯蔵施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	—	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	<p>1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）</p>	(1)組織は、使用済燃料貯蔵施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。	(1)組織は、設計開発（専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。	<p>不適合の未然防止については、CAP活動を反映したマニュアルを整備の上、2020年7月から運用開始している。これ以前も予防処置として、同様に扱っている。</p> <p>これらは、二次マニュアルにおいて、設計インプット要求事項として「類似施設から得られた情報」として規定している。</p> <p>改訂24では、「構築物、システム、装置及び機器等並びにそれらの運用業務」としている。手順書については、現建設段階における主要な個別業務である「施設管理」について「7.1 業務の計画」、「7.2 業務要求事項に関するプロセス」に基づき定めている。</p> <p>原子力の安全のために重要な新規制定、変更する手順書が発生した場合は今後実施。</p>	<p>Q-2-N1「不適合等管理マニュアル(改訂12)」</p> <p>「11. 未然防止処置（原子力施設その他の施設からの情報の扱い）」</p> <p>Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」</p> <p>「9.3設計へのインプット要求事項の明確化」</p> <p>Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」</p> <p>「2.適用範囲」</p>

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			を行うことを含む。				
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	—	(2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	内容に差異なし* 〔※言い回しの違い〕 以降同様	—
—	—	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	—	—	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	改訂24では、性質は「新規設計設備かどうか」、期間は「検討スケジュール」、複雑さの程度は、品質マネジメントシステムの一般要求事項として「プロセス及び使用済燃料貯蔵施設の複雑性の程度」として規定している。	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」 添付-4「設計管理シート作成要領」 Q-1-1「原子力品質保証規程(改訂24)」4.1(3)a)
一 設計開発の段階	—	—	—	a) 設計・開発の段階	—	—	—
二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認	—	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	—	b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	管理体制は、改訂 24 では c) の「責任及び権限」に含まれている。	—
三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	1 規則第29条第2項第3号に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	—	c) 設計・開発に関する責任(使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。						
—	—	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	—	—	d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	二次マニュアルにおいて、自ら設計する場合、他の設計担当箇所及びメーカー等発注先への設計委託又はメーカー等の発注先から機能購買をする場合に必要インプット項目を明確にすることとしている。	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」 「9.3 設計へのインプット要求事項の明確化」
3 使用済燃料貯蔵事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。	2 規則第29条第3項に規定する「実効性のある情報の伝達」とは、JIS Q 9001で使用されている「効果的なコミュニケーション」に相当するものである。	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。	—	(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	内容に差異なし	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に更新しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。	—	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	内容に差異なし	—
(設計開発に係るプロセス入力情報)	—	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発へのインプット	差異なし	—
第三十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項に関連	—	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情	—	(1)使用済燃料貯蔵施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含め	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発へのインプットであって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		る。	る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。		
一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項	—	一 機能及び性能に係る要求事項	—	a) 機能及び性能に関する要求事項	a) 機能及び性能に関する要求事項	差異なし	—
二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの	—	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	—	c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	差異なし	—
三 関係法令	—	三 関係法令	—	b) 適用される法令・規制要求事項	c) 適用される法令・規制要求事項	差異なし	—
四 その他設計開発に必須の要求事項	—	四 その他設計開発に必要な要求事項	—	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	d) 設計開発に不可欠なその他の要求事項	差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。	—	(2) 使用済燃料貯蔵施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	内容に差異なし	—
(設計開発に係るプロセス出力情報)	(設計開発に係るプロセス出力情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	7.3.3 設計開発からのアウトプット		

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
第三十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。	1 規則第31条第1項に規定する「設計開発に係るプロセス出力情報」とは、例えば、「使用済燃料貯蔵施設の仕様又はソフトウェア」がある。	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	(1) 組織は、設計開発からのアウトプットを、設計開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。	—	(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発からのアウトプットを承認する。		
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。	—	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。	—	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	(3) 組織は、設計開発からのアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。		
一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合すること。	—	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。	—	b) 調達、業務の実施（使用済燃料貯蔵施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	内容に差異なし	—
二 調達、個別業務の実施及び使用済燃料貯蔵施設の使用のために適切な情報を提供すること。	—	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること。	—	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。		

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
三 適否決定基準を含むものであること。	—	三 合否判定基準を含むものであること。	—	c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	c) 合否判定基準を含むものである。		
四 使用済燃料貯蔵施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該使用済燃料貯蔵施設の特性を規定しているものであること。	—	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	—	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用済燃料貯蔵施設の特性を明確にする。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。		
(設計開発照査)	(設計開発照査)	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー	差異なし	—
第三十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。	1 規則第32条第1項に規定する「適切な段階」とは、「規則第29条第2項第1号の規定に基づき定めた設計開発の段階」をいう。	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。	—	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	内容に差異なし	—
一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。	—	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	—	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。		
二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、	—	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案するこ	—	b) 問題を明確にし、必要な措置を提案する。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。		

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
必要な措置を提案すること		と。					
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。	—	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。		
(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計・開発の検証	7.3.5 設計開発の検証		
第三十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施し	—	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する (設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	これまでも、プロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行っている。	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」 「設計活動 業務フロー」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
なければならない。 この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。			む。				
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—		(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。	1 規則第33条第3項に規定する「設計開発に係る部門又は職員」とは、「検証の対象となる設計開発に直接に関与した者」をいう。	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。	—	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	内容に差異なし	—
(設計開発の妥当性確認)	—	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	差異なし	—
第三十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するも	—	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない」には、	(1) 結果として得られる使用済燃料貯蔵施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行う	これまでも、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うこ	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
<p>のとするために、当該使用済燃料貯蔵施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p>		<p>発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p>	<p>機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p>		<p>ことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)</p>	<p>とができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うこととしている。</p>	「設計活動 業務フロー」
<p>2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該使用済燃料貯蔵施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。</p>	—	<p>2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</p>	—	<p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、使用済燃料貯蔵施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p>	<p>(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p>	<p>内容に差異なし</p>	—
<p>3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその</p>	—	<p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これ</p>	—	<p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。</p>	<p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。</p>	<p>内容に差異なし</p>	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
記録を作成し、これを管理しなければならない。		を管理しなければならない。					
(設計開発の変更の管理)	—	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計・開発の変更管理	7.3.7 設計開発の変更の管理		
第三十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発に係る変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	二次マニュアルにおいて、変更履歴記載による変更内容の識別を明確にしている。	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」 「9.9 設計の変更管理」 「設計管理シート」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。	—	(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなけれ	—	3 原子力事業者等は、前項の設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければなら	—	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の使用済燃料貯蔵施設を構成する要素及び関連する使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価を含める。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	改訂 24 では、「使用済燃料貯蔵施設を構成する要素」に「材料、部品」も含んでいる。	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
ばならない。							
4 使用済燃料貯蔵事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。	(4) 組織は、(2) の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。	内容に差異なし	—
(調達プロセス)	—	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4 調達	7.4 調達	差異なし	—
—	—	—	—	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びA-2-7「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びQ-2-P2「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。	差異なし	—
—	—	—	—	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	差異なし	—
第三十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしな	—	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。	—	(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
なければならない。							
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務及び使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。	—	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に	(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	これまでは、外部業務委託*はなかったため、規定していない。 一般産業用工業品の扱いについては、設工認申請書に記載している。 ※補足 ・外部委託は、「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」として、「組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。」と規定している。(改訂24もアウトソースということで同様)	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 「3.6.3 調達製品の調達管理」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			<p>関する技術的な評価を行うことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 				
3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等要求事項に従って調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者等を評価し、選定しなければならない。	—	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	内容に差異なし	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。	—	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。	—		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
らない。							
5 使用済燃料貯蔵事業者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。	—	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
6 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければな	—	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務プロセス計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。	—	(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な事業開始後の保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用済燃料を貯蔵する者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	これまでも、他原子力事業者（親会社（東電、原電））と情報共有を実施している。	

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
らない。							
(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	差異なし	—
第三十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。	—	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。	—	(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	内容に差異なし	—
一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項	—	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	—	a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	内容に差異なし	—
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項	—	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	—	b) 要員の適格性確認に関する要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	二次マニュアルにより、供給者の要員の力量を要求している。	Q-2-P1-7「調達管理マニュアル 別冊-7 工事共通仕様書(改訂10)」 「10. 受注者の管理体制および職務」
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項	—	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	—	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	内容に差異なし	—
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	—	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項	偽造品又は模造品等の報告に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 「3.6.3 調達製品の調達管理」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	<p>1 規則第37条第1項第5号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を 	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	—	e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<p>高め、改善するための手段を持つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。 						
—	—	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	—	—	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	一般産業用工業品に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」「3.6.3 調達製品の調達管理」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
六 その他調達物品等に関し必要な事項	—	七 その他調達物品等に必要な要求事項	—	—	g) その他調達物品等に必要な要求事項	これまでも、その他調達物品等に必要な要求事項があれば追加要求するものとしてきた。	Q-2-P1-6「調達管理マニュアル別冊-6 仕様書作成および運用(改訂 07)」「14. 追加仕様書の記載事項」
—	—	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	—	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	品管規則改正以降、原子力規制検査は日常検査(対象はQMS)を受けている状況。	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。	—	(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を受領する場	—	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合に	—	(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		状況を記録した文書を提出させる。	項への適合状況を記録した文書を提出させる。		
(調達物品等の検証)	(調達製品等の検証)	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達製品の検証	7.4.3 調達物品等の検証	差異なし	—
第三十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。	1 規則第38条第1項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、「使用済燃料貯蔵事業者が自ら行う検査試験」をいう。 2 規則第38条第1項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、「使用済燃料貯蔵事業者が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認を行うこと」をいう。	三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。	—	(1)組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の	—	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実	—	(2)組織が、供給者先で検証を実施することとした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。		施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。			定める。		
(使用済燃料貯蔵施設の検査試験)	—	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 検査及び試験	8.2.4 機器等の検査等	差異なし	—
第五十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設が要求事項に適合していることを検証するために、使用済燃料貯蔵施設を検査及び試験しなければならない。 2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。	—	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	—	(1)組織は、使用済燃料貯蔵施設の要求事項が満たされていることを検証するために、Q-2-I1「検査及び試験マニュアル」及びQ-2-S1「建設マニュアル」に基づき、使用済燃料貯蔵施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、Q-2-I1「検査マニュアル」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
3 使用済燃料貯蔵事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。		(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4. 2. 4 参照）。		—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を記録する（4. 2. 4参照）。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4. 2. 4 参照）。	内容に差異なし	—
5 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。	—	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。	—	(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該使用済燃料貯蔵施設を据え付けたり、操作したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1 参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	内容に差異なし	—

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
6 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務及び使用済燃料貯蔵施設の重要度に応じて検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、当該使用済燃料貯蔵事業者は検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。	—	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前	(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。	検査の独立性に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」「3.5 使用前事業者検査の方法」「3.5.5 使用前事業者検査の実施」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			<p>事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>				
—	—	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と	—	—	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損	検査の独立性に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」「3.5 使用前事業者検査の方法」「3.5.5 使用前事業者検査の実施」

品質管理に関する規則				Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018 年 8 月 10 日施行)	改訂 25 (2021 年 4 月 1 日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との差異に係る補足説明	差異要求に対応している二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		読み替えるものとする。			なわれないことをいう。)を確保する。		